

中小企業の労務対策セミナー 同一労働同一賃金対策編

参加無料
定員30名

日時: 令和3年12月9日(木) 14:00～16:30

会場: 神奈川中小企業センター13階「第2会議室」

働き方改革関連法の施行に伴い、中小企業においても2021年4月より「同一労働同一賃金」の対応が義務づけられています。

正社員との待遇差の内容や理由により対応も異なるため、過去の判例を通じた正しい制度理解と対応策が必要となります。

本セミナーでは、企業や組織として対応すべきポイントについて、それぞれの講師より詳しく解説いたします。

傘下の組合員の皆様にご周知いただき多くのご参加をお願いいたします。

- ・ 講 師: 判例から見る「同一労働同一賃金」
横浜北仲通り弁護士事務所 弁護士 津久井啓貴氏
同一労働同一賃金の概要と企業の実例
社会保険労務士法人ことのは 社会保険労務士 益子英之氏
- ・ 参加費: 無 料
- ・ 定 員: 30名 (定員になり次第〆切とさせていただきます)
受講票等の発行はいたしません。

下記の必要事項をご記載の上、**12月1日(水)までに**

メール・FAX又はWebフォーム(本会HP内・QRコード)よりお申込み下さい。



【メール】shien@chuokai-kanagawa.or.jp 【FAX番号】045-633-5139

事業者名		所属団体名	
参加者(役職・氏名)			
TEL		FAX	
E-mail			

【問い合わせ】神奈川県中小企業団体中央会 活性化支援部 飯田、河合
TEL:045-633-5133 URL:<https://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>